

岐阜工業高等専門学校共同研究実施規程

学校規則 第36号
平成17年11月 9日

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における民間等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（以下「機構共同研究実施規則」という。）によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 共同研究員 外部機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま派遣される者をいう。
- 二 研究担当者 当該共同研究に従事する本校の教員又は、外部機関等に属する者をいう。

(受入れの条件)

第3条 共同研究を行うことが、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限るものとする。

(受入研究者指導料)

第4条 外部機関等から共同研究員を受入れる共同研究契約を締結した場合は、受入研究者指導料（以下「研究指導料」という。）を受入れ前に銀行振込により納付することを原則とする。

- 2 前項の研究指導料の額は、機構共同研究実施規則第4条第4項に規定する額とする。

(研究経費等)

第5条 本校は、本校の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 外部機関等は、謝金、旅費、設備費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な技術料や機器損料等の経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとし、納付の方法は、当該研究の開始前に銀行振込により納付することを原則とする。ただし、外部機関等が政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人等であって、予算その他経理上の問題など真にやむを得ない理由があり、前納することが困難な場合には、直接経費を当該研究の開始後に納付することができる。
- 3 前項の間接経費の額は、機構共同研究実施規則第4条第3項に規定する額とする。
- 4 本校は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。
- 5 やむを得ない事由により共同研究を中止した場合において、第2項の規定により外部機関等が負担した経費の額に不用が生じた場合は、外部機関等に返還するものとする。

(研究の申込み)

第6条 本校に共同研究の申込みをしようとする外部機関等は、別紙様式第1号により共同研究申請書を校長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第7条 共同研究の受入れに当たっては、外部機関等から提出された共同研究申請書に基づき、テクノセンター技術開発部門委員会に諮り校長がこれを決定するものとする。

- 2 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙様式第2号により外部機関等に、別紙様式第3号により契約担当役に通知するものとする。

(設備等の取扱い)

第8条 直接経費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

- 2 共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関等から、直接経費のほか、その所有に係る設備等を受入れることができるものとする。

(契約の締結)

第9条 契約担当役は、第7条第2項の通知に基づき、外部機関等と共同研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、契約を締結したときは、別紙様式第4号により校長及び研究担当者に通知するものとする。

(中止又は期間の延長)

第10条 研究担当者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、その旨を直ちに校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出により共同研究の遂行上真にやむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該外部機関等の長と協議し、変更契約を締結するものとする。

(研究成果等の報告)

第11条 研究担当者は、当該共同研究が完了した場合は、別紙様式第5号により校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、これを確認のうえ契約担当役に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 校長は、共同研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、外部機関等との間で適切に定めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年11月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 岐阜工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱規程（昭和59年10月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成19年学校規則第11号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年学校規則第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年学校規則第18号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

共同研究申請書

岐阜工業高等専門学校長 殿

(外部機関等) 所在地
名称
代表者

印

岐阜工業高等専門学校共同研究実施規程を遵守の上、下記のとおり共同研究を申請します。
記

研究題目					
研究の概要					
研究の特色・意義					
研究期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日			
研究実施場所		岐阜工業高等専門学校			
		外部機関等			
研究に参加予定の研究者	区分	氏名	所属部局・職名	現在の専門分野	役割分担
	外部機関等				
	本校				
研究に要する経費の負担額 (消費税額を含む)		直接経費	円		
		間接経費	円		
		研究指導料	円		
		合計	円		
研究に要する提供設備等					
その他					

共 同 研 究 員 調 書

ふりがな 氏 名			性 別	男・女
生年月日	年 月 日 (歳)			
現 住 所	〒 _____			
最終学歴	年 月	事 項		
現 職	所 属			
	職 名			
	研究内容			
備 考				

共同研究受入決定通知書

外部機関等の長 殿

岐阜工業高等専門学校長

平成 年 月 日付けで申請のあった共同研究について、下記により受入れを決定しましたので通知します。

記

研究題目					
研究期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日			
研究に参加の研究者	区分	氏名	所属部局・職名	現在の専門分野	役割分担
	外部機関等				
	本校				
研究に要する経費の負担額 (消費税額を含む)		直接経費	円		
		間接経費	円		
		研究指導料	円		
		合計	円		
研究に要する提供設備等					
その他					

共同研究受入決定通知書

契約担当役 殿

岐阜工業高等専門学校長

平成 年 月 日付けで申請のあった共同研究について、下記により受入れを決定しましたので通知します。

記

研究題目					
研究期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日			
研究に参加の研究者	区分	氏名	所属部局・職名	現在の専門分野	役割分担
	外部機関等				
	本校				
研究に要する経費の負担額 (消費税額を含む)		直接経費	円		
		間接経費	円		
		研究指導料	円		
		合計	円		
研究に要する提供設備等					
その他					

平成 年 月 日

共同研究契約締結通知書

殿

契約担当役

平成 年 月 日付け岐阜工業高等専門学校契約担当役 と
との間において契約を締結したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（契約書の写しを添付）

別紙様式第5号（第11条関係）

平成 年 月 日

共同研究完了報告書

岐阜工業高等専門学校長 殿

学科名
職 名
氏 名

印

下記のとおり共同研究が平成 年 月 日に完了したので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 外部機関等
- 4 本研究に従事した共同研究員
- 5 研究の概要及び経過等
- 6 研究成果の概要
- 7 研究成果の今後の活用等
- 8 その他